

## 水質検査結果一覧表(水質基準項目)

環境水道部では、お客様に安心してご使用いただける水道水をお届けするために、水道法に基づき水質検査を行っています。いずれの項目も、水道法の水質基準内となっております。安心してご利用ください。

採水日:令和6年9月10日(火)

水質基準項目		基準値	泉町浄水場出口	上馬伏配水場出口	殿島町	岸和田
基1	一般細菌	100集落数以下/ml	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	(-)	(-)	(-)	(-)
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	-	-	-	-
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	-	-	-	-
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	-	-	-	-
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
基10	シアノ化物及び塩化シアノ	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.91	0.83	0.90	0.84
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.11	0.09	0.11	0.09
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	-	-	-	-
基15	1・4-ジオキサン	0.05mg/l以下	-	-	-	-
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	-	-	-	-
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	-	-	-	-
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	0.07	0.09	0.06
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	-	-	-	-
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	-	-	-	-
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	-	-	-	-
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	-	-	-	-
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	-	-	-	-
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	-	-	-	-
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	-	-	-	-
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	-	-	-	-
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	-	-	-	-
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	-	-	-	-
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	-	-	-	-
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	-	-	-	-
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	-	-	-	-
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	14.9	16.1	14.9	15.7
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	16.7	16.1	16.9	16.0
基39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	37	37	37	37
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	-	-	-	-
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	-	-	-	-
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	-	-	-	-
基43	2-メチルインボルネホール	0.00001mg/l以下	-	-	-	-
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	-	-	-	-
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	-	-	-	-
基46	有機物(TOC)	3mg/l以下	0.7	0.8	0.8	0.9
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.2	7.3	7.2	7.3
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
基51	濁度	2度以下	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
	遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.7	0.8	0.7	0.7

【備考】

■ : 東部三市共同検査による項目

■ : 市町村共同検査による項目

水質検査計画で定められた検査頻度に基づき検査を実施しています。

試験成績の表記方法について

平成15年10月10日付け健水発第1010001号 厚生労働省健康局水道課長通知により、水質基準項目及び水質管理目標設定項目(農薬類を除く。)に関する水質検査方法における定量下限は、原則として基準値及び目標値の10分の1であること。ただし、非イオン界面活性剤に係る検査方法の定量下限は基準値の4分の1であることとされています。